

所管事務調査（地域防災計画についての諸問題の調査）
に関する意見

令和 4 年 2 月

小金井市議会
総務企画委員会

1 避難場所及び避難所について

(1) 避難所の指定拡大について

本市では、避難生活者2人あたりの必要面積を3.3平方メートルと想定して14か所の避難所を指定しているが、最低限のプライバシーを確保する間仕切りをするにはこの面積では到底足りないと考えられること、また目下新型コロナウイルス感染症への対応が必要となることを踏まえても、避難所の指定拡大は喫緊の課題である。スフィア基準を満たす面積の確保を目標に、学校等をはじめとする民間施設へ協力要請や協定の締結を行い、一時避難所及び避難所の更なる指定を早急に押し進めるべきである。

他方、避難所で生活することは本来選択肢の一つであり、自宅及びその周辺が安全であれば在宅避難等も考えられることの周知啓発も進めるべきである。既に東京都も車中泊避難を想定した民間駐車場との協定を実施しているところ、住宅避難者へのサポート方法や車中泊を是とする場合の条件整備の研究を進めて、心身ともに休め復興への力が出るような避難の在り方を検討して欲しい。

(2) 避難所運営について

避難所を運営するにあたっては、人員の配置や施設の活用方法などを事前に具体化しておくことが重要である。この点、本市では市内に住む市職員が避難所指定要員として指定されているが、市内在住者の割合は年々減少傾向にあり、将来にわたって十分な人員が確保できるか懸念を抱かざるを得ない。市内在住の職員を増やす取り組みを行うと同時に、周辺住民による避難所開設サポーター制度の創設なども検討を進めるべきである。また、地域の実情や人間関係、現場の機器や設備について熟知する学校用務員は避難所運営における中心人物となり得る。市民の生命及び安全に責任をもつ市職員を地域に確保する観点から、また感染症リスクを伴う作業など職員にしか担うことができない役割が存在する点を踏まえても、学校用務員の適切な配置を見直していただきたい。

全ての避難所には避難所運営協議会の設置が必要であると考えるが、既に立ち上げられた協議会のメンバーを見ると、町会や地域防災会の会長職あるいは民生委員を同時に担っている方が複数おられる。要職を兼務されることによって生じ得る課題を整理し、地域人材育成について地域安全課のみならず全庁を挙げて取り組むことが必要である。教育委員会が取り組んでいるコミュニティ・スクールもしくは地域学校協働本部との連携も模索されたい。避難所の円滑な運営のためには、避難所開設キットを全ての避難所に展開すること、また小金井

市版の HUG (避難所運営ゲーム) を市民と一緒に作っていくことも有用である。定期的に避難所の開設と運営に関する訓練を行うとともに、HUG の実施及びその体験を踏まえた避難所運営計画を策定することを目指していただきたい。全避難所におけるトイレの洋式化と温水便座の設置、犬猫等ペットを伴う避難者に対する対応の検討なども早急に行うことを求める。

その他、避難所運営にあたっては、感染症対策はもとより、プライバシーやジェンダーへの配慮を行い、医療相談、介護相談、女性相談、被災者支援の相談、就労相談など各種相談窓口の設置を行うことを求める。

(3) 福祉避難所について

「障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会を目指す小金井市条例」が制定されたことも踏まえ、避難所の設営においては、個々の障がい特性に応じた備品・設備の拡充、適切なフォロー体制の構築を図っていく必要がある。適切な移動手段の確保が求められることを考えても、福祉避難所はなるべく小さなエリア単位毎に設定することが望ましい。妊産婦や乳児専用の避難所も必須であるところ、現在福祉避難所に指定されている市立保育園は訓練や備えが充分に行われているとは言えないことが明らかとなっている。子ども家庭部は市立以外の保育所への指定拡大も考えておられるようであるが、まずは災害時こそ市立保育所がその役割を担うものとの認識の下、必要な体制の検証を十全に行っていただきたい。

また、福祉避難所への避難については、まず一時避難所に避難してそこから福祉避難所に振り分けることが基本とされているが、優先順位をつけての移送など連携体制を明確にするとともに、場合によっては福祉避難所への直接の避難など柔軟な対応がなされるべきである。平時から対応が必要とされる方の避難先やその方策等を明確にしておくことを求める。

(4) その他

昨今非常時に重要となってきたのが情報収集・伝達のための備品及び環境 (W i - F i ネットワーク環境) 整備、非常用電源、スマートフォン等の機器充電スポットの確保である。一般的に必要な備品と併せてこれらを確保するとともに、本部との情報連絡ツールの導入も早急に進めるべきである。また平時より、自主避難所の位置づけ、垂直避難、日常の備えなど、市民への情報提供や啓発活動にもさらに力を入れていくべきである。紙媒体のみならず SNS 等も駆使し、あらゆる世代の情報格差をなくして防災への意識を高めていって欲しい。

2 備蓄倉庫の増設及び施設等での備蓄スペースの確保について

地域の防災力向上のためにも、自主防災会設立に向けた支援を強化するとともに、各地域への防災倉庫の設置を進めることは不可欠の要素である。その際には空き家を利活用することも検討すべきである。加えて、本市では備蓄倉庫の不足により水や毛布の備蓄が目標の半分以下しか確保されていないことが課題となっているところ、自主防災会と連携し、防災倉庫に公助のための備蓄スペースをお借りすることができれば、何重もの意味で有効な施策となり得る。早急に検討されたい。

さらに、感染防止用備蓄倉庫を設置するなど、先進自治体の事例研究を進めて備蓄物資の再検証を行っていくことも求める。

3 災害協定の締結推進について

現在、遠隔5自治体との結んでいる災害協定は重要であり、防災訓練のタイミングに合わせて職員を派遣し、イベントの準備から合流していく等、定期的な交流をはかっていくことを求めたい。

一方、本市は多数の民間団体とも協定を結んでいるが、既に存在しない団体がリストに掲載されたままになっているなど、数が多すぎるあまり十分な管理ができていないことも懸念される状況である。いざという時に真に役に立つ災害協定となるよう、防災対策上必要と思われる分野が網羅されているかを含め、各団体との関係を改めて見直していただきたい。相手方は代表者や担当者が変わることも考えられるため、1年に1度は協定内容を相互に確認する、初動の連絡手段を確認するなどルール化を行うことも必要である。どのタイミングでどのような支援を求めるのか具体的な想定をもつとともに、普段から活用していないと発災時に使いこなすことができないもの（ドローンを使った災害状況把握など）について、必要と考えられるものは定期的な訓練を行うことを求める。

また、市内大学との間で災害時の地域との連携などについて協議し、専門的知見や技術を積極的に活用にすることについても検討されたい。

4 事業継続計画の見直しについて

地震のような災害にしろ感染症にしろ、災害があるときにはそのために必要な業務が短期間に集中して発生することが想定される。災害対応に直接的に従事するセクションへの人的資源の集中について、あらかじめ具体的な想定をも

とに体制を構築しておくことでスムーズに事業が継続されるよう努めて欲しい。事業継続計画の策定については 2022 年度から 2023 年度にかけて実施することであるが、災害は行政の担当別に発生するわけではなく、庁内全体の認識となるよう統括的・総括的な取り組むべきことは特に念を押しておきたい。上記計画策定の進捗状況についてその都度議会にお示しいただくことをお願いするとともに、策定後には定期的な実施訓練を行うことを求める。

5 職員の防災意識向上

職員の防災意識の向上には、①市職員としての災害発生時の各々の役割認識、②日頃からの訓練、③自分の頭で考える癖付け、という3点が重要である。自己の役割認識のためにも、地域防災計画をすぐに閲覧・参照できる環境を整える必要がある、例えば地域防災計画を WEB ブックにして職員のスマホに入れておくこと、役割を切り出したツールを各部署単位に作成して配布すること、定期的にテストを出す等の工夫を行っていただきたい。防災意識を向上させるための「防災レベルアップ講座」の実施や、委員会を構成して防災意識向上のための取り組みアイデアを募集して表彰するなど、職員が自分で考えるきっかけとなるゲーム感覚での施策も有効であると考え。地域防災計画の中に防災士の役割についても位置づけつつ、将来的には多くの職員が防災士の資格をとるよう市として取り組んでいただきたい。

同様に、今後職員の緊急行動マニュアルの作成が今後行われるとされているが、マニュアルを作成して終わりということがないように、まずはマニュアルが全職員の共通認識になるよう努めていただきたい。作成したマニュアルに基づき、指定要員の迅速な参集、無線機や発電機の操作方法、備蓄食料品及び防護服など感染防止グッズの保管場所の把握といったことまで行うことができる実践的訓練を、避難所運営に関わる市民参加型で実施することを求める。さらに職員に対する安否確認メールの訓練は重要であり、必要なシステム改正を早急に実現し、定期的に訓練を行うべきである。防災イメージションを高めるために、目黒公郎氏（東京大学生産技術研究所教授）による「目黒メソッド」の活用も検討して欲しい。

以上の対応と並行して、災害対応業務に従事した場合の待遇に関して負担感を減少する対策を講じることも重要である。会計年度任用職員の災害対応業務従事に関する課題についても整理することを求める。

6 その他

首都直下地震がいつ起きてもおかしくないと言われるようになって久しい。本市でも、応急仮設住宅建設等の予定地の確保など、想定される災害に対しより具体的な備えを講じていただくことを厳に求めたい。停電時などに市民に対し確実に情報が届く体制を整えておくことも重要であり、防災ラジオの設置やスマートフォンを貸与してライングループで呼びかけるなど、様々な方策を検討されたい。

地震を除けば、本市において最も災害発生の可能性が高いと考えられるのは降雨による土砂災害である。土砂災害危険箇所及びその周辺に対する避難訓練、自主避難所、地域間及び地域と行政との情報連携を密にするなど、最大限の準備をしておく必要がある。急傾斜地崩壊危険箇所について造成工事等を行う際は市として助成をすることなども検討いただきたい。また、危険性はあまり指摘されていないが、今後は野川流域での氾濫を想定した危険箇所のシミュレーションなども行い、対応を検討する必要もあるかもしれない。いずれにしろ、地域の防災マップを住民が主体となって作成するなど、地域毎の特性に応じた自主的な防災の取り組みを促進強化することが必要である。地域防災計画の説明会の開催などにより意識啓発を行うことも検討していただきたい。

改訂災害対策基本法では「個別避難計画の策定」が市町村の努力義務と規定された。市として、災害時要援護者への支援体制の確立を早急に行い、スケジュールを立てて確実に取り組んでいくことを求める。

以上